

# 75歳以上医療保険 引き上げ段階的に

厚労省案 24年度から2年間

75歳以上の中高所得者の  
医療保険料を引き上げる見  
直し案をめぐり、厚生労働  
省は13日、引き上げを段階  
的にする激変緩和措置を盛  
り込んだ修正案を明らかに  
した。2024年度から一  
度に保険料を引き上げる案  
に対し、与党が急激な負担

増になると見て反発。25年  
度まで2年間かけて保険料  
を引き上げるとしている。

13日の国民党の部会で修  
正案を示した。高所得者の  
保険料上限の年66万円から  
80万円への引き上げについ  
ては、24年度は73万円、25  
年度から80万円と2段階に

する。後期高齢者の4割に  
あたる年金収入が153万  
円超の人の保険料も引き上  
げるとしていたが、比較的  
収入が低い年収153万円  
超く211万円の人（全体  
の約12%）の24年度の引き  
上げは見送り、25年度から  
とする。年収153万円以  
下の人は修正前と変わら  
ず、制度見直しによる負担  
増はない。

来年度から50万円に増額  
予定の出産育児一時金の財  
源負担については、一時金  
の7%程度を賄う方針だつ  
たが、2年間はその半分と  
する修正案も示された。

激変緩和措置を踏まえた  
保険料試算では、75歳以上  
の平均は24年度は年410  
円増、25年度は5200  
円増の見通し。ただし22、  
23年度と比べると高齢化に  
よる自然増であるに年43  
00円が上乗せされる。

また、会社員や公務員ら  
が加入する被用者保険で  
は、前期高齢者（65～74  
歳）の医療費への納付金の  
うち報酬に応じた仕組みを  
導入するのは納付金の3分  
の1にとどめる方針も示さ  
れた。

（村井隼人）